

OSS申請に関するシステム改善について

(電子証明書の存在チェック時におけるリトライ機能の追加)

適用日：令和2年9月1日～

情報システム部
令和2年8月27日

軽MOTASにおける電子証明書の存在チェック仕様の改善について(概要)

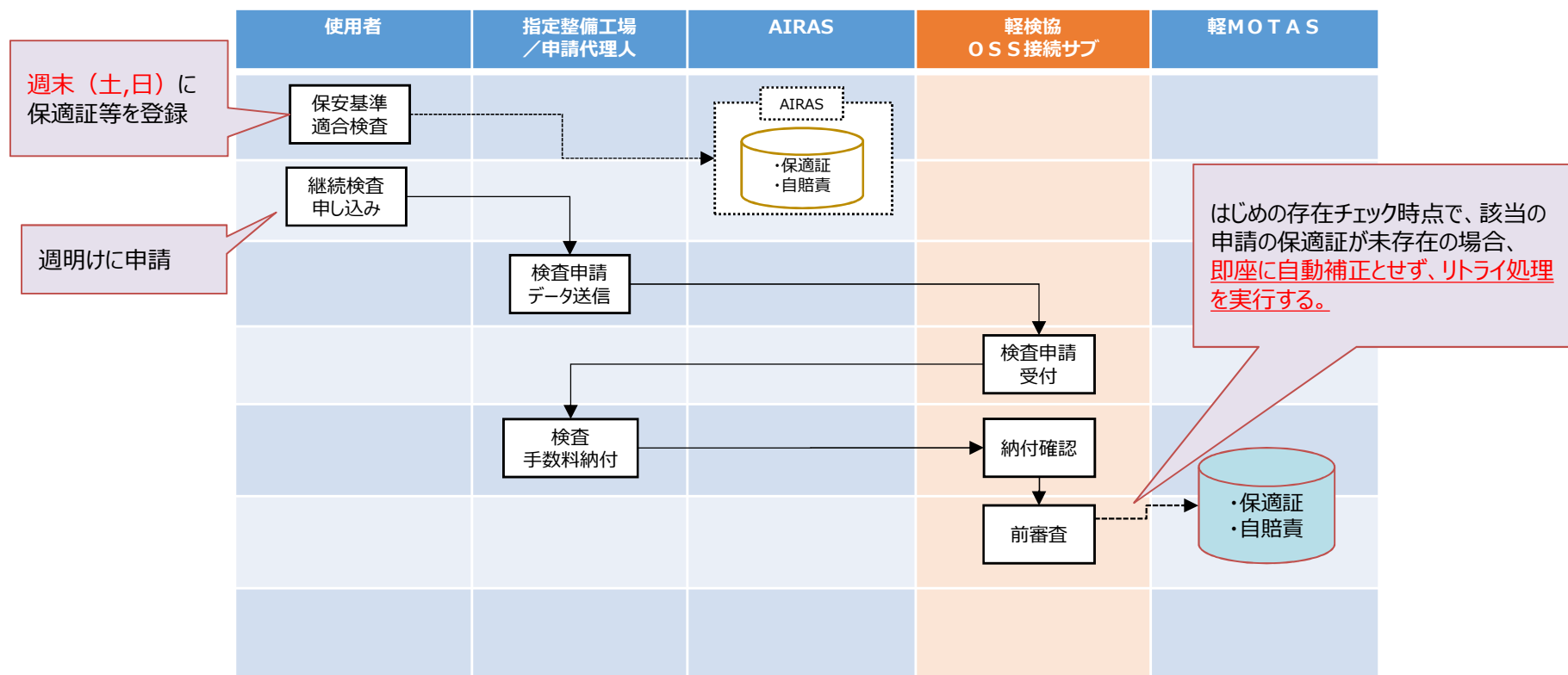
【改善背景および改善内容の概要】

各電子証明書（保適証情報、自賠償情報又は完検証）の軽MOTASと自動車情報管理システム（以下「AIRAS」という）との連携において、特に休日明け等で大量の情報が存在する場合、一度の連携では上限件数が限られているため、処理できず、AIRAS側には情報が格納されているものの、電子証明書の連携処理待ちの状態となっている車両にかかるOSS申請がされた場合、当該申請は自動的に補正となっている。

そのため、必要な電子証明書が軽MOTASに存在しない場合に、初回の存在チェックで自動補正とせず、該当する電子証明書の存在確認を複数回繰り返すリトライ処理を実施する改修を行います。

◆リトライ処理対象外となるケースについて

電子証明書の存在チェックに関しては、システムでは各工程で存在チェックを実施しており、はじめの電子証明書存在チェックでは電子証明書が存在し、その後不存在となるケースは、はじめの存在チェック後に申請者が保適証等の電子証明書の差し替えを行った又は、窓口申請を行ったケース等であり、通常運用では想定されないケースであるため、万が一このようなケースがあった場合は、現状通り自動補正のままとします。



電子証明書の存在チェック時のリトライ機能の追加について

本年9月に改修を行う、OSS申請時における電子証明書類の存在チェック内容とリトライ処理対象（改修対象）は以下のとおりです。

項番	手続種別	添付書類	リトライ処理の対象	想定される原因等
1	継続検査	保適証	軽MOTASに有効な保適証※が存在しない ※未使用かつ、有効期限内である保適証	保適証がAIRASに登録されていない又は、AIRAS⇒電算の連携件数の上限越え又は連携のタイムラグで軽MOTASに情報が反映されていない場合にチェックNGとなる
2		自賠責証	自賠責証が存在しない※ ※ 想定されるケースは、保適証及び自賠責証が登録された後に自賠責証だけを削除した。（自賠の登録を間違ったため、再登録しようとしていた場合） 初回登録時に保適証のみ登録することはできない。軽MOTASで保適証を登録する際、紐づけられる自賠責証の存在チェックを実施している。	保適証に記載されている「保険会社ID」「証明書番号」に該当する自賠責証がAIRASに登録されていない又は、AIRAS⇒軽MOTASの連携件数の上限越え又は連携のタイムラグで電算システムに情報が反映されていない場合にチェックNGとなる
3	新規検査 (運用開始日未定)	完検証	完検証等（未使用）が存在しない	完検証等がAIRASに登録されていない又は、AIRAS⇒電算の連携件数の上限越え又は連携のタイムラグで軽MOTASに情報が反映されていない場合にチェックNGとなる
4		自賠責証	自賠責証が存在しない	自賠責証がAIRASに登録されていない又は、AIRAS⇒軽MOTASの連携件数の上限越え又は連携のタイムラグで軽MOTASに情報が反映されていない場合にチェックNGとなる

【注意事項】

- ・リトライ処理を中断することはできません。
- ・リトライ処理中、軽自動車OSSポータルサイトの状況照会画面では、現在の申請状況が『検査申請審査中』のままとなります。
- ・リトライ処理中の有無は、申請先の事務所に確認することが可能です。

リトライ処理に関して、リトライ間隔（時間）、リトライ回数の上限は以下のとおりです。

- リトライ処理開始時刻：8時30分（OSS申請審査処理開始時刻と同時刻＝電算システムの開局時刻）
- リトライ間隔（時間）：10分
- リトライ回数の上限：6回（連携間隔が長い自賠責証等についても6回のリトライの中で最低2回は再取得（連携）される設定）

なお、リトライ回数の上限に達した場合は、現状通り添付書類なしと判断し、自動補正とします。（初回チェック後51分～60分後に自動補正）

リトライ処理中にOSS申請受付終了時刻となった場合について

リトライ処理中にOSS申請受付時間が終了した場合、リトライ処理についても自動審査と同様に処理は停止となります。

翌業務日のリトライ処理は、前業務日のリトライ回数の続きとはせず、**8：30の1回のみの実行とし、8：30時点で引き続き該当する電子証明書の情報が取得できない場合は、自動補正**となります。

【例】リトライ処理（3回目）の実行中又は終了後に「OSS申請受付終了」した場合、翌業務日8：30に1回のみリトライ処理（4回目）を実行し、引き続き該当する電子証明書の情報が取得できない場合は自動補正となる。

(参考)動作例

【リトライ処理が10分間隔でリトライ回数が上限の6回となる場合の例】

AM8:36の前審査で、保適証情報が存在せず、リトライ処理が実行され、その後自動補正となるケース
→6回リトライが実行され、エラー発生から5.4分後に自動補正となる。

